

◎不正又は不誠実な行為を行った下記業者について、3ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①株式会社堀内組
②株式会社山龍
③株式会社春本工業
- 業 者 の 住 所：①長崎県佐世保市光町109
②長崎県佐世保市小佐々町田原69-34
③長崎県佐世保市白仁田町41-2
2. 指名停止措置期間： 令和7年6月13日 ～ 令和7年9月12日
(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
①本件は、株式会社堀内組の当時社員が、長崎県佐々町が発注した複数の公共工事をめぐり、令和7年3月8日及び3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年3月28日及び4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたものである。
②本件は、株式会社山龍の当時代表取締役及び他社1名が、長崎県佐々町が令和6年7月に発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年3月28日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたものである。
③本件は、株式会社春本工業の当時代表取締役及び他社1名が、長崎県佐々町が令和6年6月に発注した町立図書館の照明のLED化工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたものである。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる上記3社において、①については「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）別表第2第8号イの措置要件及び加算要件、②③については別表第2第10号に該当する。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 本松 泰典 （内線 2511）
(契約課直通：Tel 092-476-3509)
港湾空港関係
総務部契約管理官 久永 陽一 （内線 290）
(経理調達課直通：Tel 092-418-3345)